兵庫県

ひょうご情報公園都市 第２期

事業検討調書

令和７年３月１４日
企　業　庁

目次

1　事業概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・01
2　必要性・有効性　・・・・・・・・・・・・・・・02
3　実現性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・05
4　採算性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・06
5　環境適合性　・・・・・・・・・・・・・・・・・06
6　今後の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・07

1　事業概要

（1）概要

・所　　在　：三木市志染町
・計画範囲　：第２期エリア※1
　　（第１工区北側の一部、第３工区）
・全体面積　：約　100　ha※1
※1 今後の検討を踏まえて、詳細範囲を決定

（2）位置図

（3）経緯（ひょうご情報公園全体）

年度	経　緯
H1	・企画部が土地開発公社へ用地の先行取得を依頼
H3	・「東播磨情報公園都市基本構想」策定（企画部）
H7	・「東播磨情報公園都市基本設計」策定（商工部）
H9	・第1工区開発協議完了
H10	・商工部から企業庁に移管 （新産業創造拠点整備推進・情報関連産業集積は商工部）
H10～	・企業庁が土地開発公社から用地を購入
H10	・第１期調整池工事着手（H13造成工事着手）
H14～	・第１期分譲開始
H27	・第１期分譲完了
R3	・第２期事業（第１工区北、第３工区 約100ha）について 三木市と基本合意書締結
R5	・県政改革審議会より将来の収支見通しについて指摘
R5	・企業庁経営評価委員会においてあり方検討を実施 （R6.2 報告書手交）
R5～	・県議会県政改革調査特別委員会において調査を実施 （R7.2 報告書手交）
R6	・県政改革方針を変更（予定） 【第２期エリア】 公民連携（県・市・民間）による産業団地化 【第２期エリア外】 県有環境林に移管

2　必要性・有効性（１／３）

（１）産業用地開発の必要性

- 社会経済情勢の変化に伴うグローバルサプライチェーンの見直し、政府の国内投資支援策の後押し等もあり、製造業を中心とする国内投資が各地で進展しているが、企業ニーズに合った**産業用地が不足**している。
- 工場立地法に基づく工場適地調査によると、兵庫県の工場適地面積は平成30年から24％も減少している。

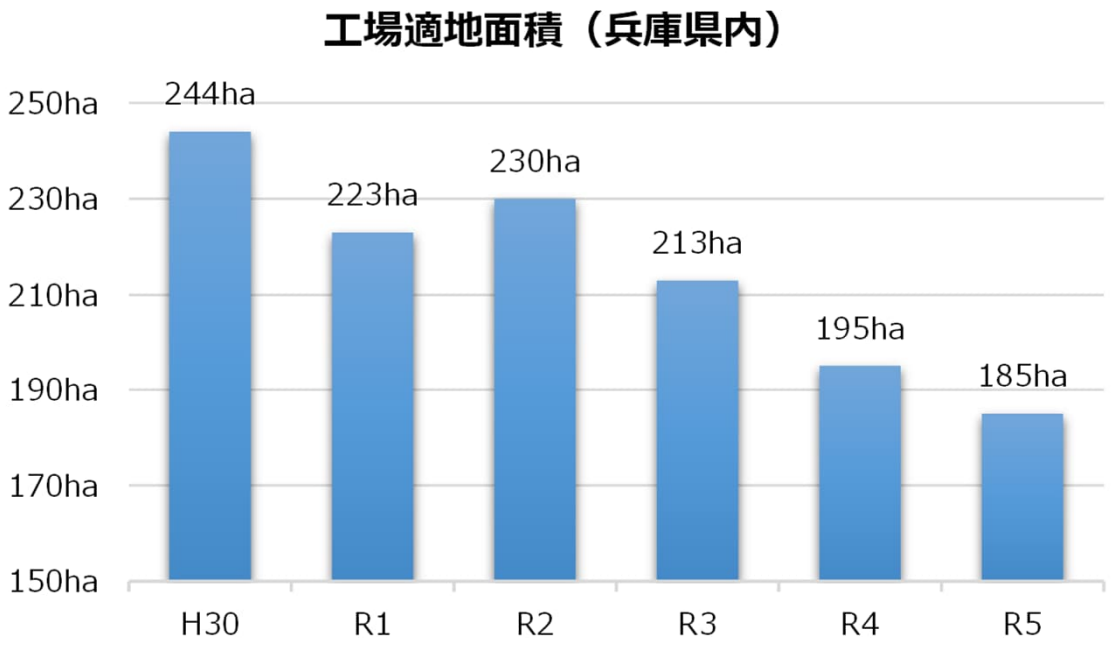

（出典）工場立地法に基づく工場適地調査

2　必要性・有効性（２／３）

（２）三木市（関係市町）からの要望

- **雇用の創出**や**地域の活性化**のため、事業は必要と考えている。

（参考：過去の経緯）

令和３年５月24日	三木市長と公営企業管理者が**基本合意書を締結**
令和５年10月～	企業庁経営評価委員会であり方検討を実施
令和６年３月22日	**三木市議会より事業実施を要望**する意見書を受領
令和６年４月15日	北播磨地域づくり談話会において、**三木市長より事業実施**の要望有り
令和６年６月28日	県政改革調査特別委員会の現地視察において、**三木市長より事業実施を要望**する説明有り
令和７年３月25日	県政改革方針の変更について、県議会の議決を経た上で、三木市長と公営企業管理者が公民連携による整備について**基本合意書を締結**（予定）

（３）立地優位性

- ICに近接（約4.5㎞）しており、阪神間へのアクセスも良好であることから、産業団地として開発の**ポテンシャルは高い**。※

※R6.8実施のサウンディング調査結果より

2　必要性・有効性（３／３）

（４）地域への経済効果

- 地元が要望している**地域の活性化**や**雇用の創出**が見込める。

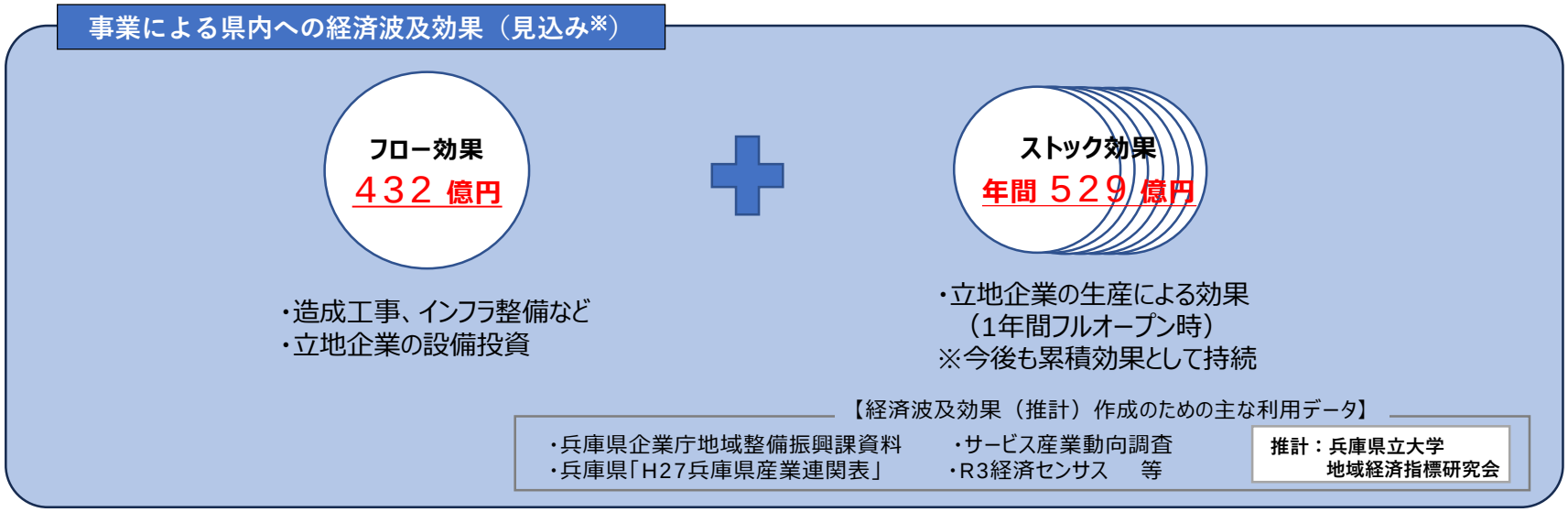

※　ひょうご情報公園都市 第１期 の経済波及効果より面積案分で効果を予測

社会情勢（産業用地の不足）及び地元市からの要望、立地優位性、地域への経済効果を踏まえると、事業の実施は産業の進展や地域活性化に有効である。

3　実現性

（１）用地の取得状況

- ひょうご情報公園都市 第２期 の事業予定地として**全ての用地を取得済み**である。

（２）三木市の協力

- 三木市と共同で整備することの合意書を締結しており、**地元市の協力**が得られる。

（３）開発手法

- 民間の創意工夫等の活用、財政資金の効率的使用や行政の効率化等が実現できる公民連携（県・市・民間）で進める。

（①土地の保有や資金の確保など企業庁としての**長期リスクが回避**される。
②行政としては政策的な意図や方向性を示し、そこに民間の資金・ノウハウを導入することで、より良い形で事業を展開することができる。）

- サウンディング調査により、**公民連携による開発に参画意欲がある**ことを確認している。

（４）民間企業からのニーズ

- サウンディング調査により、民間企業の**進出・開発意欲がある**ことを確認している。

用地が取得済みであり、地元市の協力も得られること、開発手法を含めて民間企業からのニーズもあることから実現性がある。

4　採算性　・　5　環境適合性

4　採算性

（１）採算性確保のための取組

- 三木市・民間企業との適切な役割分担のもと、企業庁の採算性を確保する。
- 官民のお互いのメリットが大きくなるような仕組みを構築する。

採算性を適切にチェックし、事業を進める。

5　環境適合性

（１）環境影響評価

- 平成９年に環境影響評価を実施済みであり、環境に配慮した開発を行うこととしている。
- 事業実施の際には、予測結果の検証及び保全対策の効果の確認のため、関係機関等と十分に協議し、環境調査計画を策定する。
- 工事中及び供用後、予測し得なかった著しい影響の発生がみられる場合は、速やかに公害の防止又は自然環境保全のため適切な措置を講じる。

周辺環境に配慮しながら、適切に実施していく。

6　今後の取組

（１）関係者との調整

- 今後は**三木市、民間企業の役割分担**を精査し、検討にフィードバックしていく。
- **地元への説明を丁寧に進め**、円滑に事業が進められるよう調整していく。

（２）事業者との連携

- 官民のお互いのメリットが大きくなるような仕組みを構築するため、サウンディング調査を継続する。

（３）採算性の精査

- 企業庁の役割分担や構築した仕組みを踏まえ、事業全体を視野に入れ、採算性の精査を継続して実施する。

（４）事業情報の公開

- ＨＰに事業の進捗を掲載するなど、情報の公開に努める。

兵庫県